

大竹市森林整備計画

自 令和 6 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 16 年 3 月 31 日



広島県
大竹市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	14
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法	17
3 その他必要な事項	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5 その他必要な事項	21
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	22
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに 関する事項	22
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3 作業路網の整備に関する事項	23

4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
 III 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病害虫の駆除及び予防の方法	27
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	27
3	林野火災の予防の方法	27
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	28
5	その他必要な事項	28
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	29
4	その他必要な事項	29
 V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	31
4	森林の総合利用の推進に関する事項	31
5	住民参加による森林の整備に関する事項	31
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	31
7	国有林と連携した森林整備等に関する事項	31
8	その他必要な事項	31
 参考資料		
1	人口及び就業の構造	
(1)	年齢層別人口動態	32
(2)	産業部門別就業者数等	32
2	土地利用	32
3	森林転用面積	32
4	森林資源の現況等	
(1)	保有形態別森林面積	33
(2)	在村者・不在村者別私有林面積	33
(3)	民有林の齡級別面積	33
(4)	保有山林面積規模別林家数	34
(5)	作業路網の状況	34

ア 基幹路網の現況	34
イ 細部路網の現況	34
5 市町村における林業の位置付け	
(1) 産業別総生産額	34
(2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額	34
6 林業関係の就業状況	35
7 林業機械等設置状況	35
8 林産物の生産概況	35
9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は広島県の西の玄関口に当たり、北西部は浸食が著しく進んだ高原的山地で瓦小屋山、ロッククライミングで有名な三倉岳、燕山等の諸峰がそびえ立ち、また中部も、高鉢山、傘山等を小峰とする高原的山地からなっている。これらが、それぞれ分水嶺をなして、そのまま南東へと延び海岸線近くまで急傾斜で迫っている。

本市の総面積は7,866haで、そのうち森林面積は5,765haで、総面積の73%を占めており、市域全森林面積の約7割がアカマツを主体とした天然林で形成されている。また、本市一帯は、花崗岩の風化土壌である岩屑土や赤土等の土壌がそのほとんどを占めているため、樹木の生育は周辺の市町に比べ非常に長い年月を要している。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を次の7区分に分類するとともに、広島県が策定した「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとする。なお、これらの機能は、重複することがある。

① 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指すこととする。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指すこととする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目指すこととする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵（かん）養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市は、アカマツ・広葉樹を中心とした森林のため、森林ボランティアや企業・団体等の多様な主体による森林整備を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

各地域における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽 によるものを除 く)	主としてぼう 芽によって生 立する樹種	主として植栽又は 下種によって生立 する広葉樹
本市全域	35 年	40 年	30 年	40 年	20 年	45 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとする。

① 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とするものとする。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、次の①～⑤に留意するものとする。

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。

- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。
- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

3 その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、2によるほか、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整1157号林野庁長官通知）及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン（令和元年8月5日広島県農林水産局林業課）」のほか、次の点に留意して伐採を行うものとする。

- ① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとする。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23年4月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとする。
- ② 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないよう留意するものとする。
- ③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとする。
また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発するこがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとする。

(2) 伐採の周知について

1haを超える面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとする。

また、近年増加している山間部における太陽光発電施設の設置に伴う災害防止の観点から、太陽光発電施設の設置を伴う伐採に当たっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（令和5年10月最終改定）」に基づき、地域住民に対し計画の初期段階から説明会の開催等適切なコミュニケーションを図り、十分配慮するよう努めるものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表のとおりとする。

なお、例えば、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壤を除く。）はスギ、斜面中～上部はヒノキとするなど、植栽場所の地形や土壤に留意して選定するものとする。

また、次表以外の樹種を植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な樹種を選定するものとする。

なお、苗木の選定については、エリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の増加に努めるものとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	
広葉樹	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表に示す本数を標準として、決定するものとする。

なお、次表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な植栽本数を選定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立	2,000～3,000本	
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000本	
クヌギ	中仕立	3,000～4,000本	
アカマツ	中仕立	3,000～5,000本	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期を避け、植付けには配慮すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	人工造林をすべき期間		
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
植栽によらなければ適確な更新が	人工造林の場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内

困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
		択伐	

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うものとする。特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、広島県天然更新完了基準により森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

区分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数は、次表に示す期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。）とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	6,000本／ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、次表に示す方法を標準として行うものとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かきまたは植込みを行うこととする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後2～3年以降に2～3回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によることとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講ずるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ④ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

主伐後の適確な更新を確保するため、植栽を必要とする森林は、次表のとおりとする。

なお、天然更新の実施の可否は伐区の態様等に左右されるため、次表に示された森林以外においても、5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合には、本基準に照らして現地確認等を実施して可否を判断するものとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとし、長伐期施業を実施する森林については、参考表を用いるものとする。

なお、次表又は参考表により難い場合は、標準伐期齡未満の森林は10年に1回、標準伐期齡以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高 11m	樹高 15m	樹高 19m	樹高 22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を越えない管理とする。
	(参考)間伐の時期の樹高に達する林齡の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高 12m	樹高 14m	樹高 16m	樹高 18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を越えない管理とする。
	(参考)間伐の時期の樹高に達する林齡の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齡の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

スギ・ヒノキ 2,000 本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I ~ II等地	I等地		
スギ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 17m	樹高 21m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を越えない管理とする。
	(参考)間伐の時期の樹高に達する林齡の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		
ヒノキ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 15m	樹高 18m	27~31	
	(参考)間伐の時期の樹高に達する林齡の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齡の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

アカマツ

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期(林齡)			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32~38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18~38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数(参考表)

生産目標を造作材(末口径30cm以上の大径材生産)とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補(平成19年3月改訂)」に基づき、次表のとおり実施するものとする。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
スギ	16	20年生から50年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	14	15年生から75年生まで15年毎に3割、以降25年ごとに2割

注 地位指数…40年生時の樹高

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとする。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期(木齢)					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
下刈	スギ	I ~ II	2,000~3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は林地に応じて適期に行うこと。	
	ヒノキ	I ~ II	2,000~3,000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	I ~ II	3,000~5,000	1	2	3	4	5		
除伐	スギ	I ~ II	3,000	10~11					造林木の生長を阻害、又は阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は林地に応じて適期に行うこと。	
		I ~ II	2,000	16~21						
	ヒノキ	I ~ II	3,000	11~14						
		I ~ II	2,000	15~20						
	アカマツ	I ~ II	3,000~5,000	10						

注 1 地位級の I、II は I 等地、II 等地を表す。

2 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとする。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数	間伐の時期 (林齢)		間伐の方法	
	初回	間伐率	選木の方法	
910 本/ha	樹高 16m			
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木する。
	地位指数 24	18		
	地位指数 22	20		
	地位指数 20	22		
	地位指数 18	25		
	地位指数 16	30		
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha		

注 コウヨウザンの地位指数・・・30 年生時の樹高

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

3 その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60年生で15年以上手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林等に誘導するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとする。

- (1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(水源涵（かん）養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとし、その森林の区域を別表2に定める。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽 によるものを除 く)	主としてぼう芽に よって生立する樹 種	主として植栽又は 下種によって生立 する広葉樹
本市全域	45 年	50 年	40 年	50 年	30 年	55 年

注 標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を伐期齢の下限として定めている。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表 1 に定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への災害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ磐等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等とする。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

防風保安林や防火保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑

地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林としつつ複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①から④までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

注 標準伐期齢の概ね2倍以上に相当する林齢を伐期齢の下限として定めている。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における施業の方法

（1）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1のとおり定める。

（2）施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、次表を目安として決定するものとする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、植栽による更新を行うこととする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	I等地	一般建築材	中仕立	31(22)	50(35)
		造作材	中仕立	40	50
	II等地	一般建築材	中仕立	25(22)	50(50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I等地	一般建築材	中仕立	26(22)	55(40)
		造作材	中仕立	34	80
	II等地	一般建築材	中仕立	21(19)	55
アカマツ	II等地	一般建築材	中仕立	26	40
		造作材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

3 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	面積 (ha)
水源涵（かん）養機能維持増進森林	40
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	2,796
快適環境形成機能維持増進森林	57
保健文化機能維持増進森林	2,276
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし
木材等生産機能維持増進森林	591
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし

※森林の区域については、別紙区域図に図示することとする。

別表2

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)
伐期の延長を推進するべき森林		該当なし																	
	長伐期施業を推進するべき森林	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	2	1	2	3															
	3	1	2	3		5	6	7	8										
	5		2																
	7	1	2	3	4	5													
	8	1	2	3	4														
	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
	11	1	2	3	4	5													
	12	1	2	3															
	13	1	2	3	4	5	6												
	16	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	32
	17	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	18	1	2	3	4	5	6												
	19	1	2	3	4	5	6												
	20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11							
	21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
	23	1	2	3	4	5	6	7	8										
	24	1	2	3															
	25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
	26	1	2	3	4	5													
	27	1			4														
	28	1	2	3	4	5	6	7											
	30				4	5	6	7	8	9									
	40	1	2																
	41	1	2	3										12	13				
	44					5	6	7			11								
	45	1	2	3			6												
	46	2	3	4	5														
	47	1	2					8	9	11	12	13							
	49	1																	
	53				4	5	6	8	9										
	55	1																	
	57					5													
	60					5													
	61	1	2	3															
	68	1	2	3	4	5	6												
	69	1	2	3	4														
	70	1	2	3	4	5	6												
	71	1	2	3	4	5	6	7											
	72	1	2	3	4	5	6												
	73	1	2	3	4														
	74	1	2	3	4	5													
	75	1	2	3	4	5													
	76	1	2	3	4	5	6												
	77	1	2	3	4	5													
	78	1	2	3		5													
	79	1	2	3	4														
	80	1	2	3	4	5	6	7											
	81	1	2	3	4	5	6	7	8	9									
	82	1	2	3	4	5	6												
	83	1	2	3	4														
	84	1	2	3	4	5	6												
	85	1	2	3															
	86	1	2	3	4														
	87	1	2	3	4	5	6	7	8										
	88	2																	
	89	1	2	3	4	5													
	90	1	2																
	91	1	2	3	4														
	92	1	2	3	4														
	94	1	2	3	4	5	6												
	95	1																	
	96	1	2	3	4	5	6	7											
	97	1	2																
	98	1	2	3	4	5	6												
	99	1	2	3	4														
	100	1	2	3	4	5	6	7	8										
	101	1	2	3	4	5	6	7											
	102	1																	
	104	2																	
	105	1	2	3	4	5													
	106	1	2	3	4	5	6	7	8										
	107	1	2	3	4	5	6	7	8										
	108	1	2	3	4	5	6												
	109	1	2	3	4	5	6	7	8										
	110	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
	111	1	2	3	4	5	6	7	8										
	112	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
	113	1	2	3	4	5													
	114	1	2	3	4	5	6	7											
	115	1	2	3	4	5													
	116	1	2	3	4	5													
	117	1	2	3	4	5	6	7											
	118	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
	119	1	2	3	4	5	6												
	120	1	2	3															

3.2825

複層林施業を推進するべき森林 (択伐によるもの を除く)	該当なし	
択伐による複層 林施業を推進す るべき森林	14 1 2 3 4 5 6 7 8 15 1 2 26 27 1 2 3 29 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 30 1 2 3 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 32 1 2 3 4 5 33 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 37 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 38 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 41 2 4 42 2 4 43 1 2 3 4 45 2 47 2 50 2 8 51 1 52 6 53 1 62 1 2 3 4 5 6 63 1 2 3 4 5 6 64 1 2 3 4 5 65 1 2 3 4 5 6 7 66 1 2 3 4 5 6 67 1 2 3 4 5 69 2 88 1 2 93 1 2 3 4 5 6 94 1 4 95 2 101 1 6 102 2 3 103 1 2 3 4 5 6 104 1 2 3 4 5 6 7 106 9	1,032.4
特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進するべ き森林	該当なし	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市は、アカマツ・広葉樹を中心とした森林のため、森林ボランティアや企業・団体等の多様な主体による森林整備を推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」等行政計画の目標等を勘案して、森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成による森林の経営の規模拡大を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために、施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の拡大を推進することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図ることとする。

また、経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が図られたものとなるように留意することとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、森林経営管理制度等を活用することで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進める。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図る。

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策特になし。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項特になし。
- 4 その他必要な事項特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表1を目安とするものとする。

【表1】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 <50> 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 <15> 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤーダ等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う

林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進することとする。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤーダ等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとする。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし、「林道規程」

（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成 23 年 8 月 31 日広島県制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成 23 年 4 月 1 日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成 28 年 11 月 7 日最終改正）に即して開設することとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

イ 基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置（字、林班等）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半 5 か年の計画箇所	備考
法面保全・局部				松ヶ原奥谷尻	2,858m	193ha		
法面保全・局部				立戸山	1,121m	36ha		
橋梁				小栗林	4,073m	529ha	○	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりとする。

① 傾斜25°以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。

② 傾斜25～35°

中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。

③ 傾斜35°以上

急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や市の林務担当課と協議するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

広島県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行う。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし。				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー及び木材生産や道づくりを担う林業従事者の育成を図るとともに、本市の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受入れに県や関係機関と連携して取り組むこととする。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業体のそれぞれの強みを生かした取組が重要であるため、森林組合と民間事業体の連携について、県や関係機関とともに推進することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入について、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施するものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒材集材造材運材	緩傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		グラップルローダ	グラップルローダ（ハーベスター）
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		運材車	フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機	スイングヤーダ、タワーヤーダ、自走式搬器
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		—	—
造林保育等	地ごしらえ	チェーンソー	グラップルローダ等
	下刈	刈払機	刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

なお、市内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設等の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		計 画			備 考
	位置	規模	位置	規模	対図 番号	
製材工場	玖波	0.5ha				
製材工場	南栄	1.5ha				

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし。

(2) 鳥獣害防止の方法

なし。

2 その他必要な事項

なし。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

松枯れについては被害状況を把握し、被害跡地対策については、被害の状況応じて天然力を活用した広葉樹への樹種転換を図ることとする。

ナラ枯れについては、被害の早期発見、早期防除に努めるとともに、県内の情報の共有化を図ることとする。

スギカミキリ等の穿孔性害虫の被害がみられることから、それらの防除にも努めることとする。

森林病害虫等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して、計画的に行う防除活動等を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

また、保安林等県土保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めることとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条第2項各号に掲げる目的のため、森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲にある土地に火入れを行う場合は、大竹市火入れに関する条例を順守し、周囲への延焼その他危害の発生のおそれがないよう細心の注意を持って実施しなければならない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

森林の区域	備考
該当なし。	

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他の関係者は、巡視などにより、森林病害虫又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立 木地	竹林	その他	
	該当なし。							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし。	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし。		

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、次のとおりとする。

地区名	区域名	林班												面積(ha)
大竹市全域	大栗林・谷和	1 20	2 22	3 23	4 35	5 36	6 37	7 38	8	17	18	19	21	1, 165
	大栗林・小栗林	9 28	10 29	11 30	12 31	13 32	14 33	15	16	24	25	26	27	1, 182
	玖波・黒川	34 100	44 101	88 102	89 103	90 104	91 105	92 106	93 107	96 108	97 109	98 110	99 111	1, 285
	小方・大竹	39 52	40 53	41 76	42 77	43 78	45 79	46 80	47 81	48 82	49 83	50 84	51 85	1, 342
	小方	54 68	55 69	56 70	57 71	60 72	61 73	62 74	63 75	64	65	66	67	684

※別紙として区域図を添付する。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし。				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

三倉岳県立自然公園一帯は、本市北端に位置する山岳地帯であり、公園特別地域の指定を受けている。一部を除き、そのほとんどが市有林であるが伐採等の制限を受けている森林でもあり水源涵（かん）養として、また自然景観保全地区として位置付けるとともに、今後とも周辺整備はもとより、景観の保全に努めることとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし。					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
特になし。
- (2) 上下流連携による取組に関する事項
特になし。
- (3) その他
特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

地域	区域名	林班	面積 (ha)	事業実施年度
未定。				

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、森林管理署・地元林業事業体と連携して取り組む。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民間連携した森林整備等に積極的に取り組む。

8 その他必要な事項

従前の森林施業共同化重点的実施地区において、基幹路網の開設を継続的に行っている箇所は、次表のとおりである。

森林施業共同化重点実施地区において実施している基幹路網の整備

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
該当なし。				

参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

(人)

	年次	総数			0~14歳			15~29歳			30~44歳			45~64歳			65歳以上		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
実数 (人)	平成 22 年	28,836	13,939	14,897	3,218	1,648	1,570	3,930	2,050	1,880	5,172	2,659	2,513	8,055	4,011	4,044	8,377	3,499	4,878
	平成 27 年	27,865	13,492	14,373	3,130	1,632	1,498	3,568	1,885	1,683	4,699	2,405	2,294	7,080	3,568	3,512	9,261	3,902	5,359
	令和 2 年	26,240	12,765	13,475	2,859	1,474	1,385	3,288	1,814	1,474	3,962	2,077	1,885	6,725	3,379	3,346	9,406	4,021	5,385
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	48.3	51.7	11.2	5.7	5.4	13.6	7.1	6.5	17.9	9.2	8.7	27.9	13.9	14.0	29.1	12.1	16.9
	平成 27 年	100.0	48.4	51.6	11.2	5.9	5.4	12.8	6.8	6.0	16.9	8.6	8.2	25.4	12.8	12.6	33.2	14.0	19.2
	令和 2 年	100.0	48.6	51.4	10.9	5.6	5.3	12.5	6.9	5.6	15.1	7.9	7.2	25.6	12.9	12.8	35.9	15.3	20.5

※年齢不詳人口により、階層別合計と総数は一致しない。

(国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業			第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業		
実数(人)	平成 22 年	12,884	173	9	128	310	4,574			7,785
	平成 27 年	12,488	139	10	138	287	4,175			7,672
	令和 2 年	11,807	112	6	177	295	4,063			7,318
構成比(%)	平成 22 年	100.0	1.3	0.1	1.0	2.4	35.5			60.4
	平成 27 年	100.0	1.1	0.1	1.1	2.3	33.4			61.4
	令和 2 年	100.0	0.9	0.1	1.5	2.5	34.4			62.0

(国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積						草地面積	林野面積			その他面積		
			計	田	畠	果樹地				計	森林	原野			
						果樹園	茶園	桑園							
実数(ha)	平成 22 年	7,857	84	53	26	5				5,859	5,768	91			
	平成 27 年	7,866	56	48	6	2				5,859	5,768	91			
	令和 2 年	7,866	56	48	6	2				5,855	5,764	91			

(農林業センサス 2020)

3 森林転用面積

年次	総数(ha)	工場・事業場用地(ha)	住宅・別荘用地(ha)	ゴルフ場・レジャー用地(ha)	農用地(ha)	公共用地(ha)	その他(ha)
令和元年から 令和 5 年まで	59.84	59.84					

(県林業課調べ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積（令和5年4月1日現在）

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) (%)	
	面積(A) (ha)	比率(%)	計(ha)	人工林(B) (ha)	天然林(ha)		
総数	5657.96	100.0	5566	1236	4330	21.8	
国有林							
公有林	計	1739.22	30.7	1725	665	1060	38.2
	都道府県林	17.92	0.3	18	6	12	33.5
	市町村有林	79.53	1.4	79	44	35	55.3
	財産区有林	1641.77	29.0	1628	615	1013	37.5
私有林	3918.74	69.3	3841	571	3270	14.6	

(県林業課調べ)

(2) 在村者・不在村者の森林所有面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	平成 24 年	2,366	1,928	438	200	238
	令和 3 年	3,892	2,930	962	501	461
	令和 5 年	3,633	2,722	911	509	402
構成比(%)	平成 24 年	100.0	81.5	18.5	8.5	10.1
	令和 3 年	100.0	75.3	24.7	12.9	11.9
	令和 5 年	100.0	74.9	25.1	14.0	11.1

(県林業課調べ)

(3) 民有林の齢級別面積（令和5年4月1日現在）

(単位 : ha)

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林	5565.00	8.26			2.80	16.39	40.83	32.03	73.37	269.64	592.36	4529.32
人工林計	1235.48					15.20	40.21	29.93	58.43	96.70	173.88	821.13
スギ	85.28								0.16	1.02	1.97	82.13
ヒノキ	307.73						18.43	7.89	13.07	29.14	85.19	154.01
マツ類	705.71					3.82	0.28	0.49	15.66	35.40	86.72	563.34
ザツ	136.76					11.38	21.50	21.55	29.54	31.14		21.65
天然林計	4329.52	8.26			2.80	1.19	0.62	2.1	14.94	172.94	418.48	3708.19
(備考)												

(林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1～3ha	164	10～20ha	25	50～100ha	1
3～5ha	72	20～30ha	6	100～500ha	1
5～10ha	43	30～50ha	4	500ha 以上	
			総数	316	

(農林業センサス 2020)

(5) 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	3	8	
うち林業専用道			

(県林業課調べ)

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	2	5.1	

(県林業課調べ)

5 市町村における林業の位置付け（令和2年）

(1) 産業別総生産額 (単位 百万円)

内 訳	総生産額(A)	214,880
	第1次産業	675
	うち林業(B)	38
	第2次産業	128,775
	第3次産業	83,886
B/A		0.018%

(広島県市町民経済計算)

(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造品 (A)	40	3740	2,207,294
うち木材・木製品製造業 (B)	2	22	
B/A (%)	5	0.59	

(広島県経済センサス・令和3年活動調査結果報告)

6 林業関係の就業状況（令和4年3月31日現在）

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
		うち作業員数		
森林組合	1	11	2	(名称：佐伯森林組合)
生産森林組合				
素材生産業				
製材業				
森林管理署	1	30		
合計				

(県林業課調べ)

7 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
フェラーバンチャ							
ハーベスター							
プロセッサ							
スキッダ							
フォワーダ							
タワーヤーダ							
スイングヤーダ							
グラップルバケット			1				
その他							
計							

(市調べ)

8 林産物の生産概況

(令和4年実績)

種類	素材 (m ³)	チップ (kg)	苗木 (本)	しいたけ(kg)		なめこ (kg)	まつたけ (kg)
				生	乾		
生産量							
生産額（百万円）							

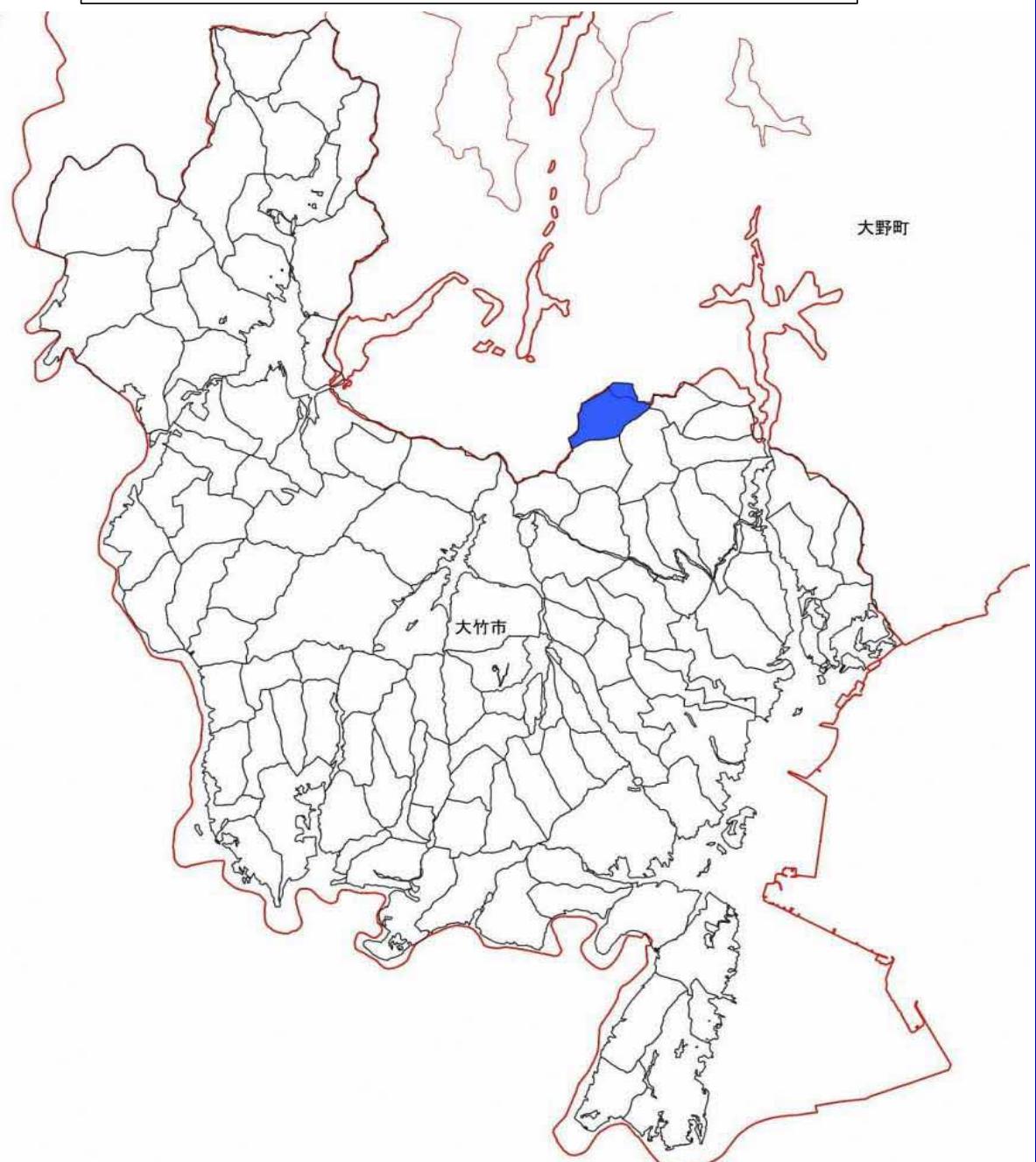
(県林業課調べ)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

整理番号	公告日	所在	面積 (ha)	経営管理実施権 設定の有無
集 222110001 ほか	令和5年6月21日	大竹市栗谷町小栗林 宮ヶ峠甲 10055 ほか	7.71	無

(市調べ)

ゾーニング図（水源涵養機能維持増進森林）



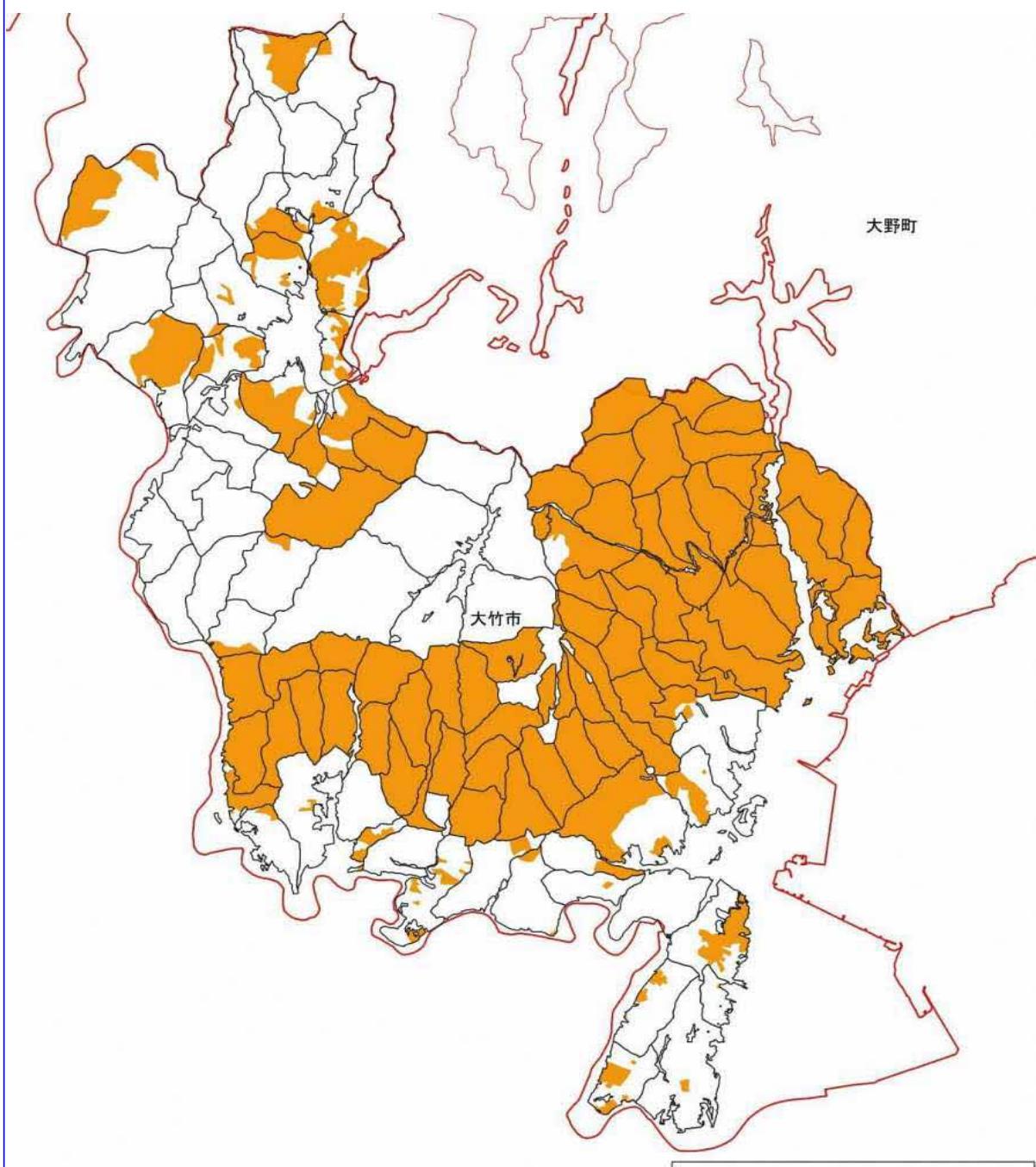
凡 例

市町村界	
旧市町村界	
林班界	
水源涵養機能維持増進森林	
国有林(官行造林地含む)	



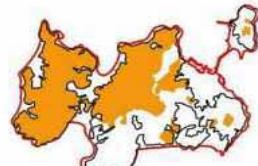
○この図面は、大竹市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林）



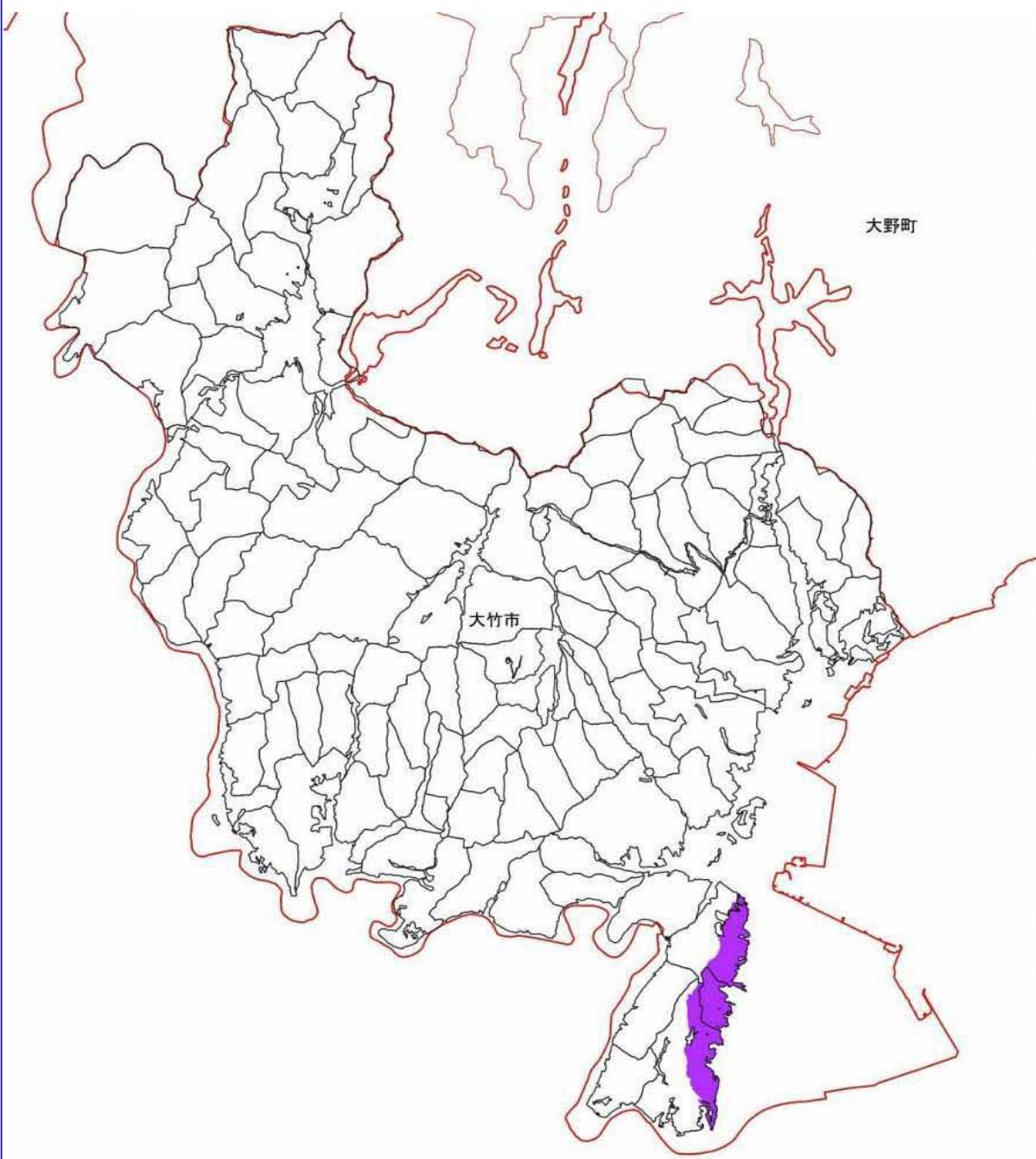
凡 例

市町村界	
旧市町村界	
林班界	
山地災害防止／ 機能維持増進森林	
国有林(官行造林地含む)	



○この図面は、大竹市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（快適環境形成機能維持増進森林）



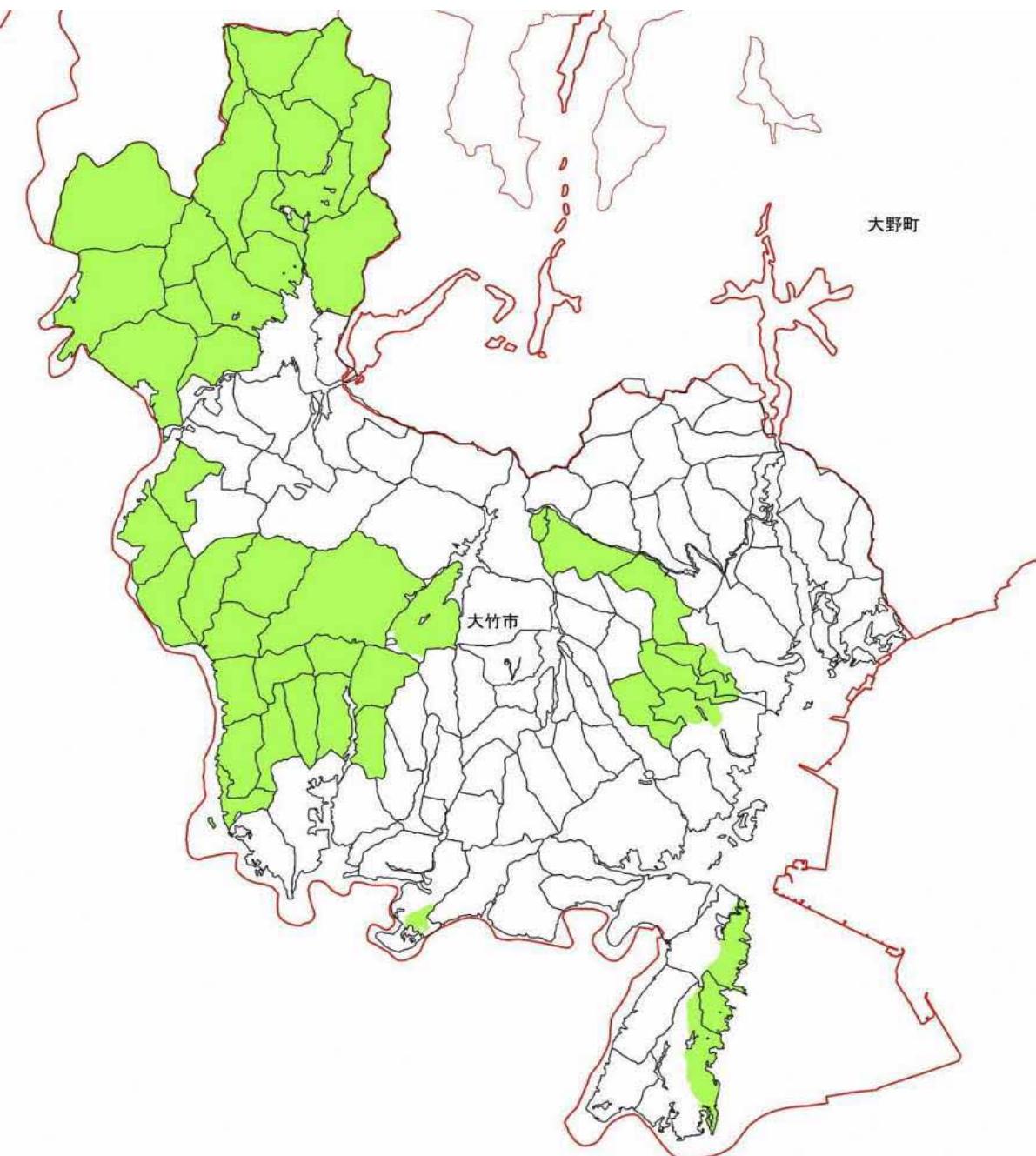
凡 例

市町村界	■
旧市町村界	■
林班界	■
快適環境形成機能維持増進森林	■
国有林(官行造林地含む)	■



○この図面は、大竹市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（保健文化機能維持増進森林）



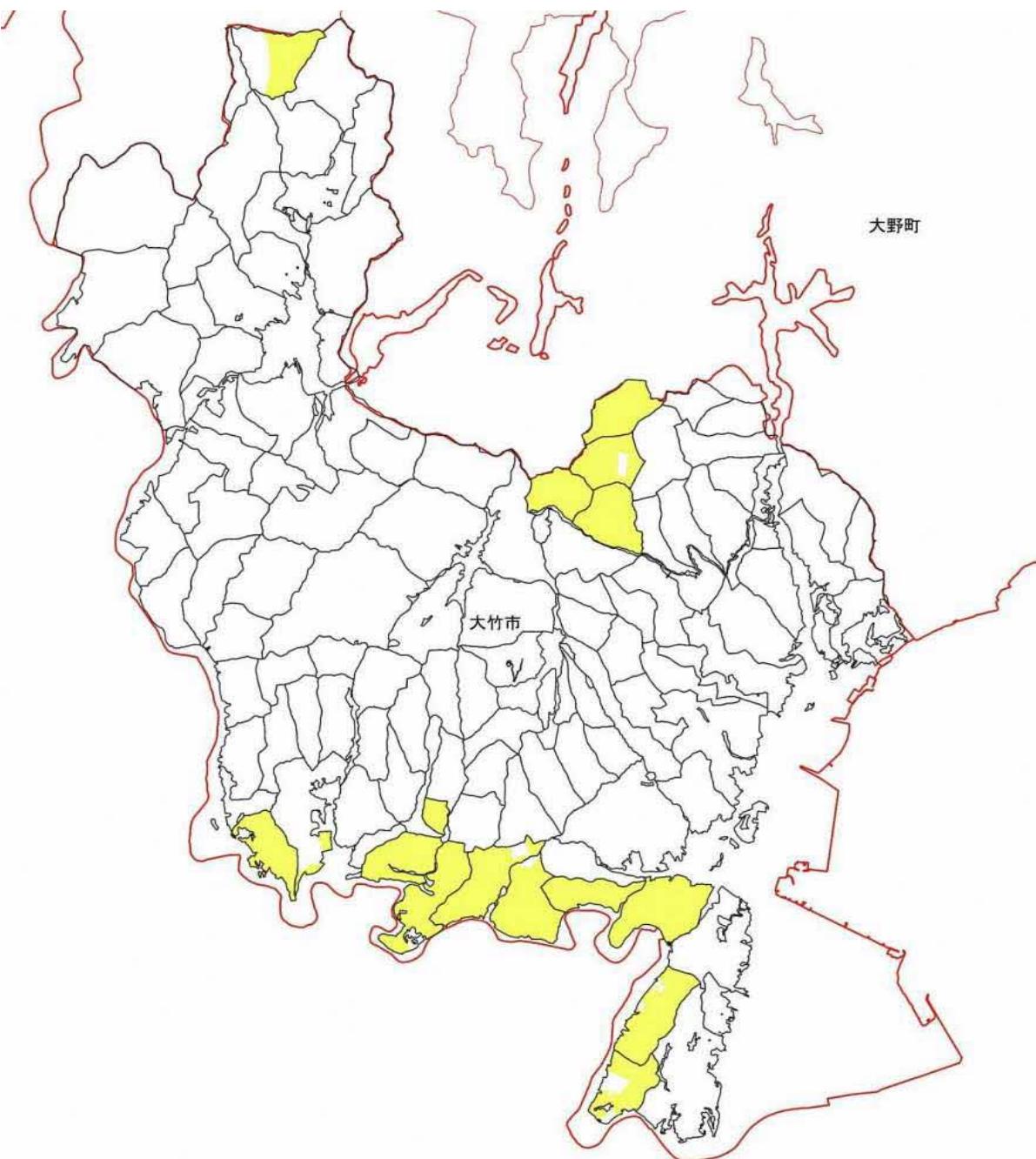
凡 例

市町村界	
旧市町村界	
林班界	
保健文化機能維持増進森林	
国有林(官行造林地含む)	



○この図面は、大竹市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図（木材等生産機能維持増進森林）



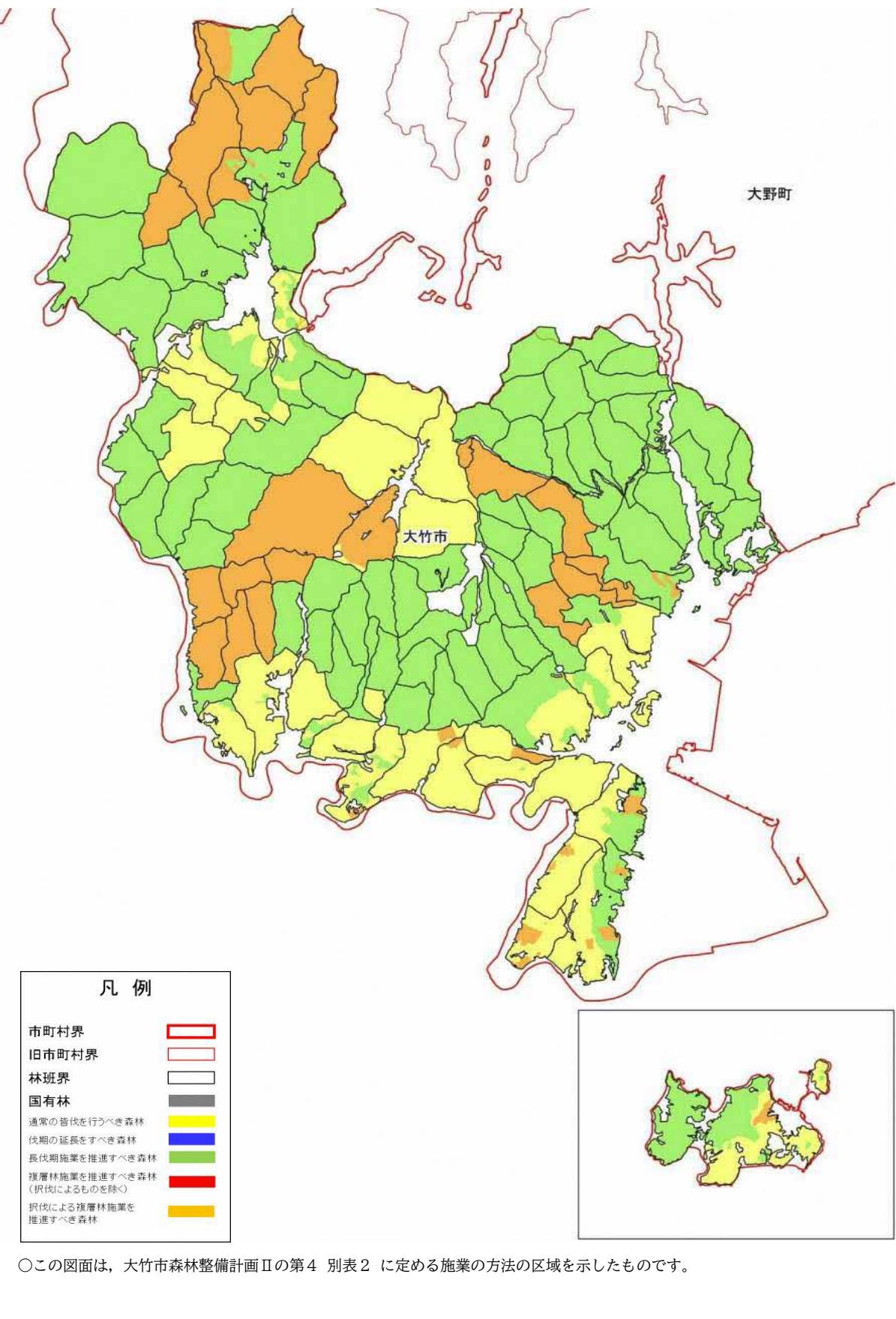
凡 例

市町村界	
旧市町村界	
林班界	
木材等生産機能維持増進森林	
国有林(官行造林地含む)	

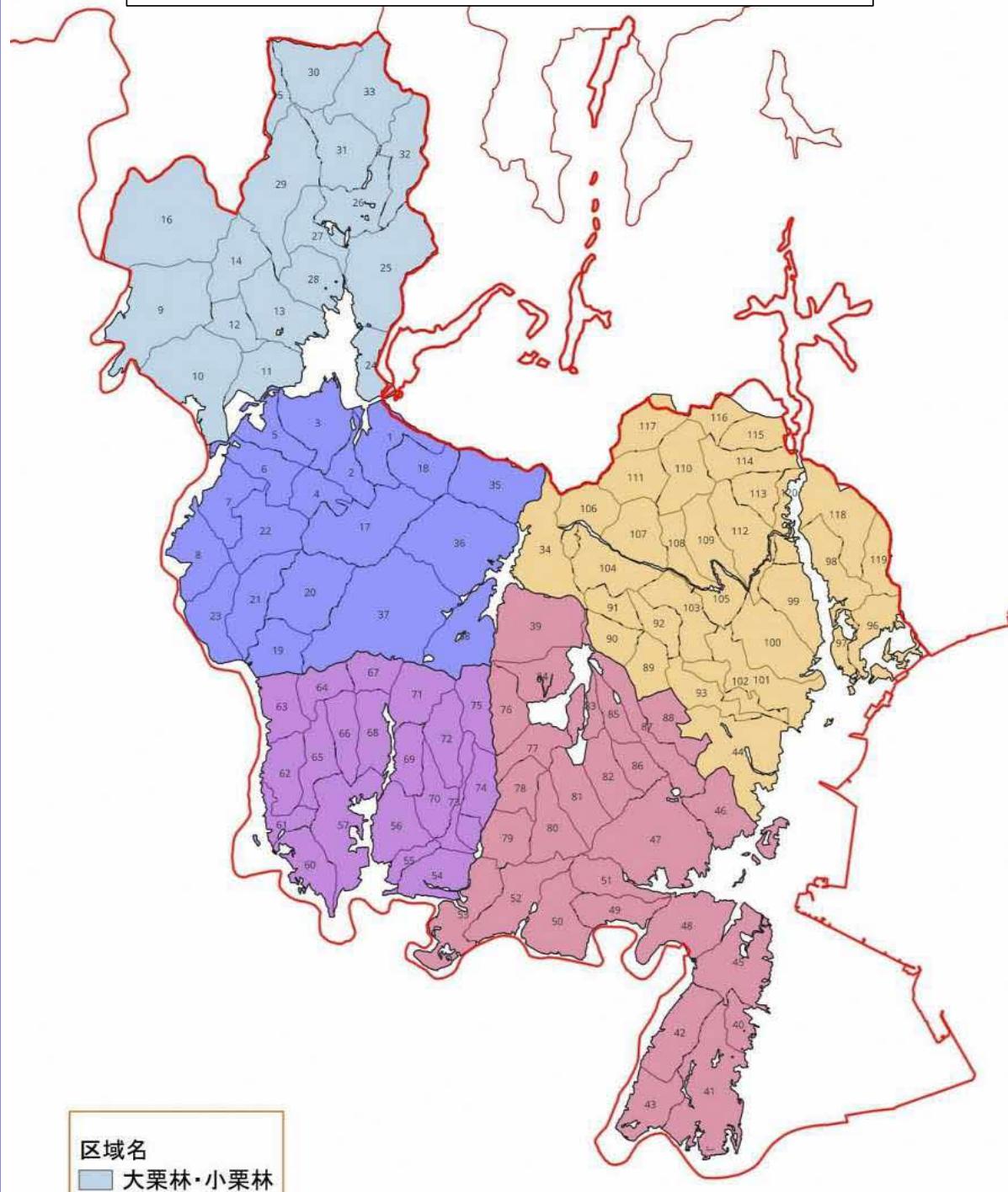


○この図面は、大竹市森林整備計画Ⅱの第4 別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

施業の方法区分図



森林経営計画区域図



○この図面は、大竹市森林整備計画Vの1(2)に定める森林法施行規則第33条1号の口の規定に基づく区域を示したものです。